

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和6年11月19日(2024.11.19)

【国際公開番号】WO2024/134960

【出願番号】特願2023-547399(P2023-547399)

【国際特許分類】

A 2 3 L 2/68(2006.01)

A 2 3 L 2/00(2006.01)

A 2 3 L 2/38(2021.01)

A 2 3 L 2/56(2006.01)

A 2 3 L 2/52(2006.01)

C 1 2 C 5/02(2006.01)

C 1 2 C 7/04(2006.01)

C 1 2 C 11/00(2006.01)

C 1 2 C 12/04(2006.01)

C 1 2 H 3/02(2019.01)

10

【F I】

A 2 3 L 2/00 D

A 2 3 L 2/00 H

A 2 3 L 2/00 T

A 2 3 L 2/38 J

A 2 3 L 2/38 S

A 2 3 L 2/56

A 2 3 L 2/52

C 1 2 C 5/02

C 1 2 C 7/04

C 1 2 C 11/00 A

C 1 2 C 12/04

C 1 2 H 3/02

20

30

【手続補正書】

【提出日】令和6年3月27日(2024.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

5 - メチル - 2 - フルフラールの含有量が10ppb以上である、非アルコールビールテイスト飲料であって、脱アルコール麦汁発酵液を原料とする、非アルコールビールテイスト飲料。

40

【請求項2】

アルコール(エタノール)濃度が0.005v/v%未満である、請求項1に記載の非アルコールビールテイスト飲料。

【請求項3】

カプリル酸の含有量が0.3ppm以上である、請求項1または2に記載の非アルコールビールテイスト飲料。

【請求項4】

50

カプリン酸の含有量が 0 . 0 3 p p m 以上である、請求項 1 または 2 に記載の非アルコールビールテイスト飲料。

【請求項 5】

カプリル酸の含有量が 0 . 3 p p m 以上であり、カプリン酸の含有量が 0 . 0 3 p p m 以上である、請求項 1 または 2 に記載の非アルコールビールテイスト飲料。

【請求項 6】

非アルコールビールテイスト飲料を製造する方法であって、前記非アルコールビールテイスト飲料における 5 - メチル - 2 - フルフラールの含有量を 1 0 p p b 以上に調整する工程を含んでなり、前記非アルコールビールテイスト飲料が脱アルコール麦汁発酵液を原料とするものである、方法。

10

【請求項 7】

前記非アルコールビールテイスト飲料のアルコール（エタノール）濃度が 0 . 0 0 5 v / v % 未満である、請求項 6 に記載の方法。

【請求項 8】

非アルコールビールテイスト飲料における酸味を低減する方法であって、前記非アルコールビールテイスト飲料における 5 - メチル - 2 - フルフラールの含有量を 1 0 p p b 以上に調整する工程を含んでなり、前記非アルコールビールテイスト飲料が脱アルコール麦汁発酵液を原料とするものである、方法。

【請求項 9】

前記非アルコールビールテイスト飲料のアルコール（エタノール）濃度が 0 . 0 0 5 v / v % 未満である、請求項 8 に記載の方法。

20

30

40

50